

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

(基本理念)

～地域で支え合い、健やかに自分らしく 安心して暮らせるまち 清須～

本市は、市の最上位計画である「清須市第2次総合計画」に基づき、市民一人一人の安全・安心な暮らしを地域全体で支え、相互に尊重し合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる共生のまちづくりを目指しています。

同計画においては高齢者福祉について、「市民一人一人が支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていただける元気なまち」になっていることを目指す姿として掲げています。

昨今、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、市民の生活における不安が増大しています。高齢者にとっても、介護予防のために通いの場へ出かける機会が失われたり、外出を控えて閉じこもりがちになったりするなど、心身への影響も懸念されています。こうした不安を解消し、安心した生活を取り戻すために、家族間でのみならず、地域で助け合い、支え合える環境を一層整備していく必要があります。

また、高齢者一人一人が、どのような心身の状態であっても尊厳のある暮らしができるよう、要介護状態や認知症に誰もがなり得ることを理解し、互いの状態を理解し合えることが望まれます。

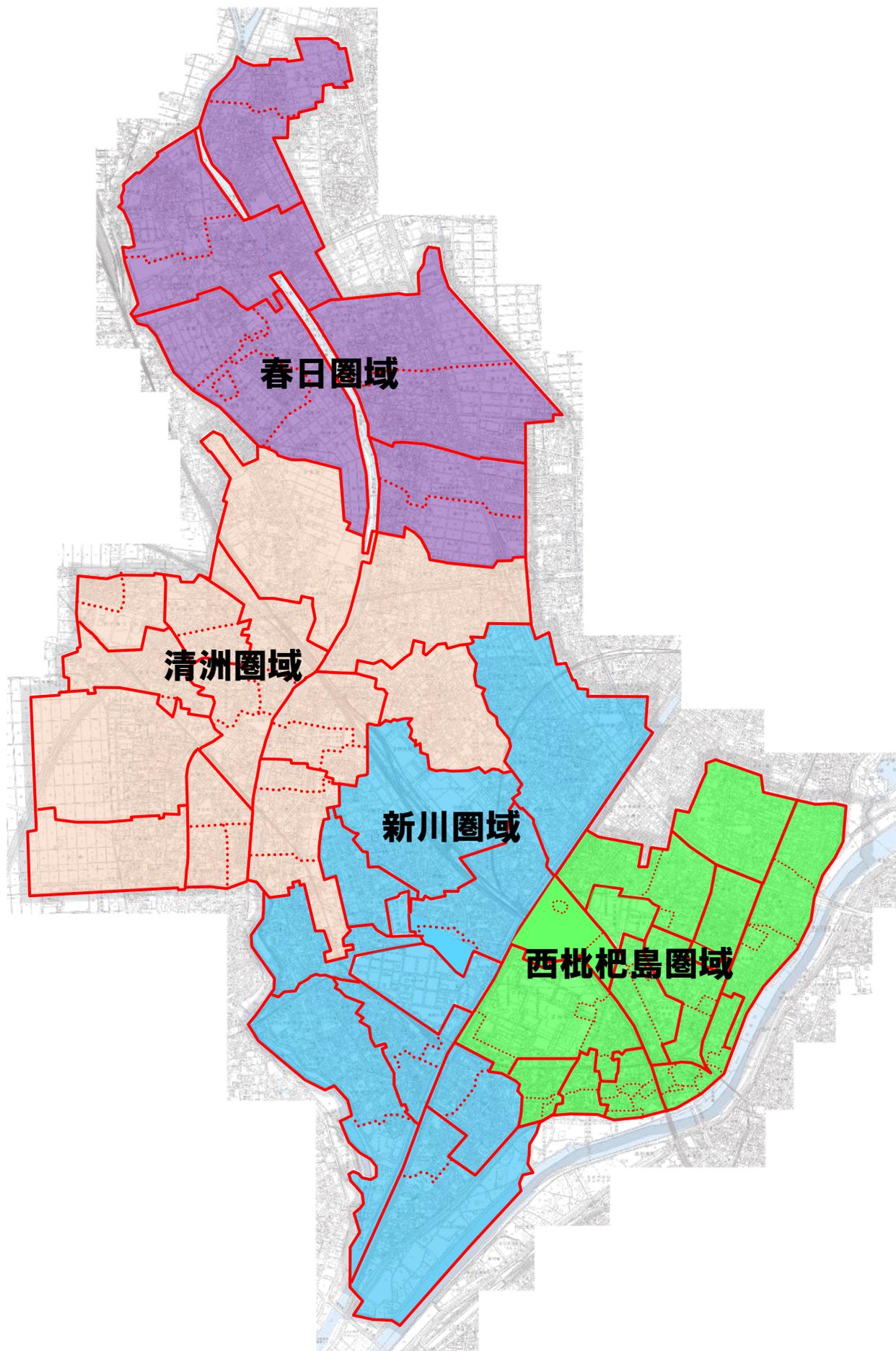
このような考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「地域で支え合い、健やかに自分らしく安心して暮らせるまち 清須」として、高齢者施策を進めていきます。

2 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定します。

本市の日常生活圏域は、第8期介護保険事業計画から、市内全域の1圏域から4圏域（西枇杷島地区・新川地区・清洲地区・春日地区）とし、地域課題の把握・共有ができる適切な範囲を定め、地域特性や資源等を有効活用し、問題の解決に取り組める「地域づくり」を促進していきます。

圏域	構成ブロック
西枇杷島圏域	西枇杷島第1、西枇杷島第2、砂入、大和、六軒、日の出、花咲地領、松原、旭芳野、古城、二ツ杵、小場塚
新川圏域	新川第1、新川第2、新川第3、新川第4、外町、寺野、鍋片、新川第8、阿原
清洲圏域	清洲第1、清洲第2、西田中・弁天、朝日、一場、西市場1・2・3丁目、清洲第7、清洲第8、清洲第9、土田、上条、新清洲
春日圏域	落宮、春日蓮祢、春日西分新田、上中、春日南



3 重点的取り組み

本市では、2025（令和7）年までに高齢者が今までどおりの生活ができなくなっても、馴染みのある日常生活の中で、介護や医療等の必要なサービスを受けつつ、地域住民で支え合いながら生活できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、介護保険事業を推進してまいりました。

第8期計画では、2040（令和22）年を見据えた介護保険制度の持続的な運営を図りつつ、以下の重点事業に取り組むことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

①地域活動の活性化

後期高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や老々介護等の問題に対し、きめ細やかなサービス提供体制の構築が求められています。地域住民がお互いに支え合い、助けあうことができる地域づくりを推進していきます。住民同士が地域の課題を話し合い、問題を共有していくことが必要です。また、きよすレインボーネット※を活用した地域資源の可視化を行うなど、誰もが必要なサービスを選択できる仕組みを整備し、通いの場等に気軽に参加できる機会を充実していく必要があります。

※きよすレインボーネット：清須市内の医療・福祉・介護等の在宅医療に関わる事業所等多職種間における連携を図る目的で構築されたネットワーク。「医療・介護資源マップ」で事業所等の情報を確認出来ます。

②介護予防事業の充実

介護予防・健康づくりに対する高齢者の関心は高まっています。既存の地域活動に介護予防プログラムを導入するなど、自発的な取組の促進が必要です。また、保健事業と介護予防の一体的な実施体制を整え、医療・介護データの分析を行い、地域ごとの健康課題を抽出し、通いの場等において理学療法士等の専門職の助言に基づく効果的な運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談等を実施することで、疾病予防や重度化防止のための保健指導を行います。

③認知症施策の推進

認知症の方が、住み慣れた地域で尊厳と希望を持って日常生活を営むためには、介護保険サービスのみならず、生活支援・見守りなど地域全体で支え合う社会基盤を整えていく必要があります。そのためには、介護予防・日常生活支援総合事業※、生活支援体制整備事業※、在宅医療・介護連携推進事業※等の各事業を連動的に展開していくことが重要です。

認知症に対する普及啓発及び認知症の発症を遅らせるための介護予防事業に資する通いの場の充実、認知症サポーターの活用、本人やその家族の声を踏まえた

施策を実施します。

※介護予防・日常生活支援総合事業：2013（平成 25）年の介護保険法の改正により、2017（平成 29）年 4 月から清須市が実施している事業。運動教室やサロンなど 65 歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」と、要支援認定者や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

※生活支援体制整備事業：高齢者の多様な日常生活を支える仕組みの充実、生きがいや介護予防につながる社会参加の機会の確保の一体的な推進を目的とする事業で、市内における生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等があります。

※在宅医療・介護連携推進事業：医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できるように、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する事業です。

④介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み

介護保険事業の円滑な運営に向けて、大きな課題である介護人材の確保・資質の向上のための取り組みを事業者等と連携し実施するとともに、良質な介護サービスの提供を目的に、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減、介護給付等の適正化への取り組みを実施します。

⑤ひとり暮らし高齢者対策

ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域住民、事業者による見守り活動や住民同士の支え合いの仕組みを推進します。

また、緊急時の迅速・的確な対応を行うため連絡体制の確保に取り組むとともに、住み慣れた地域社会での生活の支援を目的として、在宅生活での高齢者福祉サービスの充実を図っていきます。

⑥高齢者の権利擁護への取り組み

高齢者虐待、セルフ・ネグレクトへの対応、消費者被害防止、認知症高齢者・行方不明者への対応について、地域住民・関係機関と連携を図り、専門的、継続的に必要な支援をしていきます。

また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう支援していきます。

4 計画の体系

基本目標	施策の方向
<p>基本目標 1 ふれあいがあり 人にやさしいまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の生きがい対策の推進・社会参加の促進 2 高齢者の見守り・地域支え合いの推進 3 認知症高齢者の支援体制の整備 4 通いの場の充実と参加の促進
<p>基本目標 2 元気が出る健康なまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 在宅医療・介護の連携 3 効果的な介護予防の推進
<p>基本目標 3 安全で安心なまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住み慣れた在宅生活への支援 2 安心・安全な住環境の整備 3 施設福祉サービスの充実 4 災害及び感染症対策への取り組み 5 地域包括支援センターの機能強化 6 高齢者の権利擁護
<p>基本目標 4 介護保険制度の円滑な 実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービスの充実 2 保険者機能の強化 3 介護費用の適正化